

九条ブログはらまち

「はらまち九条の会」ニュース No. 3 6

2007(平成19)年9月27日(木)発行

このニュースは<http://sousou9.web.fc2.com> あるいは「相双地区九条の会フォーラム」

さらに「はらまち九条の会」で、1号から全号を見ることができます。

<1945(昭和20)年9月27日は、昭和天皇が初めてマッカーサー元帥の訪問した日>

敗戦の昭和天皇は、戦勝国の将である日本占領連合軍最高司令官マッカーサー元帥を、アメリカ大使館に訪問。この写真は9月29日に新聞公表され、敗者と勝者の立場をあらわす姿に国民は衝撃を受けた。



12月2日(日)午後3時~5時 第2回学習会「世事万端放談会」

会場：原町区本町 銘醸館 コメンターに佐々木孝さん お気軽にご参加ください!



昨年10月1日の学習会は『ビデオを見て憲法九条を話し合う会』(会場「ばびよん」さん・参加者25名)でしたが、第2回目の今回は、元東京純心女子大学教授・早稲田大学講師(ご専門は人間学・比較文化論・スペイン語)の佐々木孝さんをコメンターとして、コーヒー・ケーキとともに、どなたでも気軽にお話をする会に。憲法についてだけでなく、現在の政局、国際情勢、あるいは身近な子ども達のこと、環境問題なども話題にしましょう。佐々木さんは大学教授をされても、気さくなあたたかい方(!)で、現在、原町国際交流協会の「スペイン語講座」をご指導、またこの『九条ブログはらまち』27号に「戦争体験」を寄稿されています。参加ご希望の方は、事務局員に電話でお申し込みください。25~30名の予定です。

11月市議会までさらに継続審議に <市議会に提出「9条を護る意見書」>

これまでのニュースNo.24・24・28・34で報告のように、南相馬市内の「はらまち」「小高」「鹿島」「相双教職員」の4つの九条の会では、6月1日、南相馬市議会に「憲法九条を護ることを求める意見書」を提出しました。9月21日総務常務委員会で継続審議になりましたが結論が出ず、さらに11月6日の再継続審議となりました。採択はやはり、難しいのでしょうか。審議を担当されているのは、<右表>の総務常任委員会です。審議の行方を「はらまち九条の会」会員343名はじめ、各九条の会員で注目しましょう。議会の審議の様子は、後日、このニュースなどで皆様ご報告させていただきます。

総務常任委員会

- | | |
|------------|------|
| 委員長 | 小川尚一 |
| 副委員長 | 小林正幸 |
| 委員 | 白瀬利夫 |
| 今村 裕 | 志賀毅宗 |
| 渡 清一 | 郡 俊彦 |
| 西 鉄治 | 横山元栄 |
| (以上9議員で構成) | |

事務局より

10月21日(日)福島市で開催 井上ひさしさん講演会



「入場券」ご希望の方は事務局山崎へお申し出ください。1枚500円です。当日、会場受付では県内各地の九条の会の展示も行われ、本会ではニュースの配布や復刻版『憲法』小冊子の販売を行う予定です。もしも一緒にお手伝いできる方は、当日11時30分、会場受付にご集合ください。

第2回「九条の会」全国交流集会

11月24日(土)、東京・日本青年館で
○全国の六千有余の九条の会代表が一同に会し、情報交換を行います。本会事務局から1名出席予定です。
○昨年6月の「第1回九条の会全国交流会」のビデオも貸し出し中です。故小田実さん、三木睦子さんら九条の会よびかけ人のあいさつなども収録してあります。

復刻版「憲法」小冊子は どうでしたか!

36年前の1971年、旧原町市が発行し全戸に配布の「憲法」は原町以外で話題になっています!



「良かったんじゃない」という声にホッとしたり、「憲法が103条まであるなんて知らなかった」「初めて全条文を読んだ」という声も。問い合わせがあり、福島県立図書館、原町図書館にも寄贈しました。

♥寄贈希望団体は事務局までご連絡ください。

「憲法」小冊子の購入は

- ①頒布所は：<1部100円>・おうち書店(三島町)・平田小児科医院(錦町)・れすとらんばびよん(三島町)・井上薬局(錦町)。
- ②はらまち九条の会事務局員から直接どうぞ!
- ③郵送の場合は：事務局の山崎健一へ申し込んでください。印刷費実費として1部100円です。

事務局員連絡先 (市外局番は TEL0244) ……ご意見などお待ちしています!

- ・平田慶登会長 TEL24-1211
- ・山崎健一事務局長 TEL22-8631
- ・井上由美(会計) TEL22-7511 FAX26-0892
- ・石田賢二 TEL22-4037
- ・早坂吉彦 TEL22-0326
- ・番場恵子 TEL22-0715
- ・岡田光生 TEL23-1921



□憲法9条を護るためには、情緒だけでなくより勉強を深め理論武装をしておかなければいけません。福島県九条の会主催で『憲法塾』が来年1月までの10回予定で始まりましたが、第1回の9月13日は、県内各地から56名もの参加者で会場は満員になりました。主催者の許可をいただき、内容を不十分ですがまとめてみました。



福島県九条の会主催「**憲法塾**」第①回 9月13日(木) 16:30~20:30 会場:福島市民会館
福島大学教授 伊藤宏之先生「国民投票法と今後の憲法論・憲法運動のあり方」要旨

○ご挨拶で事務局長真木實彦先生が「安倍首相は日本最大の職場放棄をした」と面白くて、センスがよい表現をされました。そういう笑いのうちにまじめに憲法の意見交換ができることは非常に大切なことです。これまでも、井上ひさしさんや山田洋次監督も、本当に心の底からの素直な笑いが大切だと話されています。

1. 現状について

○2005年11月の自民党大会で「新憲法草案」が発表されました。自民党は以前から改憲を党是にしていますが、現実には一応の目標とする程度と考えられ、内閣により大きな違いがありました。いよいよ本腰で、2007年5月に安倍首相は「集団的自衛権に係る有識者懇談会」を発足させました。「**集団的自衛権**」(※親密な国と共同して武力の行動をとる)は現在ではもう古いスタイルで、現在EJなどで論議されているのは「**集団的安全保障**」(※それぞれの国家が主権を抑制し、国際紛争の処理に各国の個別の武力行使を認めない)で、それが将来のあり方として必要と考えられます。(※は編集者が加筆)

2. 「国民投票法」について

○「国民投票法」は全条で151条もあります。正式名称は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」で、今年5月18日に公布。施行は公布から3年後ですが、改憲のために強行した法律ですから、**これからの日本のあり方をお互いに考えなければいけない段階にきています。**

○国民投票法が想定する流れについては、**今年8月1日『朝日新聞』掲載の<右表>**がよくまとまっています。

○国民投票法は「参院付帯決議」に18もあり、**欠陥だらけで不十分な内容**です。明らかに改憲を第一の念頭に置いた法律ですが、改憲以外のことに適用を想定しています。最低投票率も決めていないし、投票方法も改憲の条文ごとか一括投票か、どのような形かも決めていない。賛成でも反対でもない「保留」の投票は有効投票総数に算入しないような小細工も弄している。テレビやラジオの有料広告の規制や、「憲法改正案」の周知期間の問題など多くあります。憲法は国家の基本法ですから、新たに国家を作るという意味で、国民の意志が最大限表出される制度設計が不可欠です。

3. 「国民投票法」と改憲論の基調

○現憲法を押し付けとか時代遅れなどのご都合主義的理由付けで変えようとする根底には、「第九条第二項」を廃止して、自衛軍を創設することで**アメリカ現政権の世界戦略との同盟化**があります。

○よく「テロとの戦い」などと都合良く使われますが、そもそも、「**テロリズム**」とは何か、「テロとの戦い」が即、軍事力の行使ということになるのかが問題です。「テロリズム」の定義が必要ですが、①テロの主体はだれか、(武装勢力だけでなく、国家も入ると考えられます) ②テロの目的は何か、③どういう行動をテロというのか、軍事力の行使だけをさすのか、④いつの段階でテロというのか、⑤対象は何かなど、学者間でも異論があります。武力行使を正当化するために、「敵」をテロとっている例がほとんどです。

○日本財界などは、大橋光夫経団連政治対策委員長の談話(8月4日『朝日新聞』)のように、かなりあからさまに、政府与党・安倍政権を支持し、「戦後レジームからの脱却」を支援し、現実路線をとるならば民主党への献金も辞さないという姿勢です。ですから**護憲の運動は、財界=自民党の政治戦略との基本的対抗**を意味します。

4. 今後の憲法論・憲法運動のあり方

- 「第九条第二項」の平和主義は、基本的人権・国民主権と三位一体で、人権=生存権の保障と不可分です。
- 「第九条を守り生かす」ことは、単に日本国民だけや一党一派の課題ではなく、世界の人々が自分の夢や願いを実現していこうとする、すなわち人間らしい生活を営んでいく際の準拠点で、広く世界に開かれたものです。「**憲法は自分自身の日常生活の問題である**」との当事者意識を持つことが重要
- 紛争地域でも「非武装が最も安価で安全な武器」で、**積極的非暴力平和主義が有効**です。(中村哲氏の著書)
- 「北朝鮮が攻めてきたら」と言いますが、その行動の理由を考え、そんな口実を作らせない外交が大切です。
- はらまち九条の会の資料にある「**私の戦争体験**」のように、自分を作ってきた過去、今自分のよって立つところ、一人ひとりが自分史を語ることが、憲法の未来にとっても大変大事で必要なことではないでしょうか。



事務局ではこの講演のカセットテープ(80分)とレジュメを準備しています! 貸し出しご希望の方は気軽にお申し出ください。